

公社分譲団地の販売協力登録業者募集について

公社では、次に記載する団地の宅地の販売について、販売協力業者の方を下記のとおり募集しております。

1. 対象団地 宇土・入地ニュータウン（宇土市入地町）

詳細：<http://www.kumajkk.or.jp/uto/index.htm>

菊南ひかりヶ丘（熊本市梶尾町及び合志市須屋）

詳細：<http://www.kumajkk.or.jp/kikunan/index.html>

西合志くぬぎヶ丘（合志市野々島）

詳細：<http://www.kumajkk.or.jp/nishi/index.htm>

ニュータウン古城（八代市古城町）

詳細：<http://www.kumajkk.or.jp/doc/20110215.pdf>

2. 販売協力業者登録の条件

次のいずれかに該当する方とします。

- ①宅地建物取引業法第3条の規定に基づく、登録業者であること
- ②建設業法第3条の規定に基づく、登録業者であること
- ③建築士法第23条の規定に基づく、登録業者であること

3. 販売協力業者の登録方法

「販売協力業者登録申請書（ダウンロードもできます）」に上記登録業者であることを証明する書類を添付して当公社・販売事業課までご提出ください。

4. 販売協力金の支払い

上記4団地の宅地販売にご協力いただき、紹介いただいた方に当該宅地の所有権移転登記が完了した時に、当公社から販売協力金（宅地建物取引業法に規定する報酬額及び販売事務経費）をお支払いします。

※詳細については、公社までお問い合わせください。

（宅地建物取引業者の方については、買主からの報酬額を徴収しないことが条件となります。）

5. お問い合わせ先

熊本県住宅供給公社 販売事業課 Tel096-382-5553（休/土日祝）

販売協力業者登録申請書

今般、下記書類を添付して、貴会社の所有する分譲宅地販売協力業者の登録申請をします。

熊本県住宅供給公社

理事長 渡邊俊二 様

平成 年 月 日

住 所：

会 社 名：

代表者名：

印

担当者名：

※添付書類 宅地建物取引業法第3条の規定に基づく、登録業者であることを証明する書類

建設業法第3条の規定に基づく、登録業者であることを証明する書類

建築士法第23条の規定に基づく、登録業者であることを証明する書類

(該当項目をチェックしてください)